

介保第 304 号
令和2年 3月 6日

介護保険施設・介護サービス事業所の管理者 様

奈良県医療・介護保険局介護保険課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症対応に係る介護報酬等の
請求(3月提出分及び4月提出分)の取扱いについて

平素は、本県の介護保険行政にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

このことについて、厚生労働省より別添のとおり本年2月サービス提供分(3月提出分)及び3月サービス提供分(4月提出分)に係る請求明細書の国保連への提出期限について、新型コロナウイルス感染症の影響によりやむを得ない事情がある場合については、通常の期日(サービス提供の翌月10日)後に請求することが可能とする通知がありましたのでお知らせします。

なお、このような場合においては、国保連へ届出が必要となりますので、令和2年3月10日(火曜日)17時までに下記へ連絡してください。

記

○ご連絡先

奈良県国民健康保険団体連合会 TEL：0744-29-8319

※令和2年3月10日(火曜日)17時までに連絡してください。

介護事業係 TEL:0742-27-8532
